

令和7年度 第2回浜松市市民協働推進委員会（委嘱式）

日 時：令和7年8月15日（金） 午後2時00分～午後4時00分

場 所：浜松市役所 本館8階 第5委員会室

出席者：高木邦子委員長、夏目記正副委員長、小野田和弘委員、高橋正人委員、
寺田美穂子委員、三井いくみ委員、吉林久委員、米倉紀男委員
(オブザーバー)鈴木恵子はまこら(浜松市市民協働センター)副センター長

報道関係：0名

傍聴者：0名

事務局：水谷市民部長、加藤市民協働・地域政策課長、石原市民協働・地域政策課課長補佐、櫻井副主幹、柳川主任、寺内、波切

会議次第

1 開会

2 委嘱式

- (1) 委員委嘱
- (2) 市民部長あいさつ
- (3) 委員紹介及び事務局職員紹介
- (4) 浜松市市民協働推進委員会の役割及び会議の公開等について

3 議事

- (1) 委員長の選出について
- (2) 副委員長の指名について
- (3) 令和7年度浜松市 CSR 活動表彰について
- (4) 市と多様な主体との協議に関する実績・評価について

4 事務連絡

5 閉会

〈配布資料〉

- ・ 浜松市市民協働推進委員会の役割及び会議の公開等について . . . 資料 1
- ・ 浜松市市民協働推進条例 . . . 資料 2
- ・ 浜松市市民協働を進めるための基本指針（概要版） . . . 資料 3
- ・ 令和7年度浜松市 CSR 活動表彰について . . . 資料 4
- ・ 市と多様な主体との協議に関する実績・評価について . . . 資料 5

1 開会

事務局： ただ今から令和7年度第2回浜松市市民協働推進委員会を開催する。

本日は、北委員から欠席される旨の連絡を頂いており、8人の委員で会議を進める。また、オブザーバーとしてはまこら（浜松市市民協働センター）の鈴木副センター長にご出席頂いている。本日の終了時刻は午後4時00分を予定している。

2 委嘱式

(1) 委員委嘱

水谷市民部長より委嘱書を交付

(2) 市民部長あいさつ

水谷市民部長あいさつ

(3) 委員紹介及び事務局職員紹介

委員自己紹介及び事務局職員自己紹介

(4) 浜松市市民協働推進委員会の役割及び会議の公開等について

※資料1、資料2、資料3に基づき説明

3 議事

(1) 委員長の選出について

事務局： 委員長の選出については、浜松市市民協働推進条例第15条第2項の規定に基づき、委員の互選により選出することとなっている。委員長についてどなたか推薦があれば伺いたい。

夏目委員： 前期の委員会では、愛知大学の鄭教授が委員長を務めていたが、歴代の委員長はどのような方が務められたのか。

事務局： これまでは学識経験者の委員が委員長として選出されていた。

夏目委員： 今回の委員会だと、静岡文化芸術大学教授の高木委員が学識経験者であり適任と思う。

事務局： 夏目委員から推薦があったがいかがか。

一委員一同異議なし

事務局： 皆さんの賛同を得られたが、高木委員、よろしいか。

高木委員： 引き受けさせていただく。私なりの市民協働ができればと思う。

(2) 副委員長の指名について

事務局： 次に副委員長であるが、浜松市市民協働推進条例第15条第3項により、副委員長は委員長が指名することとなっている。高木委員長に副委員長の指名をお願いしたい。

高木委員長： ビジネスの視点から持続的なまちづくりを実施しており、前期に委員経験のある夏目委員に副委員長をお願いしたい。

事務局： 委員長から指名をいただいたが、夏目委員いかがか。

夏目委員： 引き受けさせていただく。

—高木委員長と夏目副委員長が、それぞれ委員長席、副委員長席に移動—

事務局： それでは、ここからの議事進行は、高木委員長にお願いします。

高木委員長： 初めに、本会議の公開・非公開について確認する。先程、事務局からの説明にあったとおり、本委員会の会議については原則公開となっている。今回は、公開で行いたいと思うがいかがか。

—委員一同異議なし—

高木委員長： 委員の皆さんから同意をいただいたので、本日の会議は全て公開で行う。

(3) 令和7年度浜松市 CSR 活動表彰について

高木委員長： 事務局から説明をお願いしたい。

事務局： ※資料4に基づき説明

高木委員長： 令和7年度の実施にあたっての変更点により

- ①提出資料のボリュームが減る。
- ②継続的な活動も評価される。
- ③自薦他薦の区分が廃止される。
- ④マイスター認定の星の上限が廃止される。

となるが、前期委員からの指摘については、事務局の説明どおり反映されているようである。夏目副委員長いかがか。

夏目副委員長： 前期委員が要望した内容になっている。昨年度までは、審査資料のボリュームの多さには戸惑うこともあったが、重要なのは、活動内容を評価する事であるため、簡潔化され分かりやすくなった。これまでは先進事業が評価されてきたが、継続することも評価されるべきと思う。更に良い内容にするために、まずはこの提案で進めてはいかがか。

高木委員長： 他の委員の皆さんはいかがか。

吉林委員： 自治会への推薦依頼というのは、具体的には、どの範囲まで推薦依頼するのか。

事務局： 単位自治会までお願いをしている。自治会長に資料を送付し、推薦を依頼する。

吉林委員： 依頼を受けた自治会の中で温度差はあるようだ。しっかりと対応する自治会もあれば、受け流してしまう自治会もある。底辺を広げる必要があると思う。

高橋委員： この表彰は、どのような価値、効果を生むのか。

事務局： マイスター認定を含む優秀賞、特別賞、市民協働奨励賞の各賞を受賞した事業者には浜松市からの業務委託等における優遇措置がある。また浜松市ホームページ内での活動 PR や、社会貢献活動に取り組む事業者ロゴマークを名刺等に使用できるといったメリットがある。

高橋委員： 事前審査シート内で関係事業者に丸を付け、評価から外れるのは、公平性を保つためか。

事務局： そうである。

三井委員： 昨年度は応募した 22 事業者全てが受賞しているが、毎年このような状況なのか。

事務局：採点において一定の基準を超えていれば受賞となる。
高木委員長：各自の好みの問題で採点されることはないのか？
事務局：それを避けるため、評価が偏らないよう、幅広い分野から委員を選出している。
夏目副委員長：高得点の企業は委員の意見が一致している。
高木委員長：評価基準がわかれば評価しやすいのでは。
夏目副委員長：現在、本庁1階に展示されている昨年度のCSR活動表彰事業者の取組みを見れば、イメージできると思う。
高木委員長：問題がなければ、このまま進めて行く。

(4) 市と多様な主体との協議に関する実績・評価について

高木委員長：事務局から説明をお願いしたい。
事務局：※資料5に基づき説明
高木委員長：事務局からの説明に対し、質問はあるか。
夏目副委員長：評価項目別平均点において、情報共有のみならず、協働効果も年々下がっている理由は何か。
事務局：情報共有が下がると、協働効果も連動して下がるのも1つの要因と思われる。
高木委員長：高いレベルの推移であるし、情報共有という項目は、影響力が高いと思われる。
高橋委員：(4)事業の費用負担者の表中、令和6年度の相手が38件、なしが6件であるのに対し、(5)市支出額別事業数の表中、0円が86件というのは、つじつまが合わないのでは。
事務局：「事業の費用負担者」は費用発生した場合、誰が負担することになっているかという考えで分類されているが、「市支出額別事業数」は令和6年度の実績で分類されているため違いが出ている。
高木委員長：市民に公開した時に、同じ疑問を持たせないよう何らかの説明を追加してほしい。
事務局：2つの表のロジックが違い分かりにくいいため、補足説明を入れるなどして対応したい。
吉林委員：評価点と評価基準の項目において、評価基準が漠然としていて、フィーリングで回答する形となっている。何か具体的な基準の指標があると、分かりやすいと思う。
高木委員長：何かアイデアはあるか。
吉林委員：あくまでも参考として、評価例があれば分かりやすいと思う。
高木委員長：公正性及び透明性の確保などの項目では、何をもって判断したかという事か。
吉林委員：判断基準は、人それぞれ違うから難しい。全員の評価平均を取れば良いと思うところもあるが、腑に落ちない。
高木委員長：ずっと同じ評価項目で調査しているのか。
事務局：そうである。
高木委員長：評価項目を変えることは難しいと思われるため、意見として捉えてもらいたい。回答した人に、項目がわかりやすかったか、という問いかけも必要である。
夏目副委員長：事業実施者による自己評価であるが、どのように評価するのか質問を受けたこ

とはあるのか。

事務局： 質問はされていない。

高木委員長： 自己評価のため、事業実施者が満足している内容であれば高評価となる。回答者が困惑しない項目であればよい。

高木委員長： 評価集計以外に自由記述があると分かりやすい。

事務局： 個別に内容を報告する項目もあった。

高木委員長： 集計に関しては、評価項目に対し、評価視点と評価点、評価基準を記入する手法が分かりやすいが、評価の裏付けに関しては、自由記述が分かりやすい。

高橋委員： この会議において、評価点が低い事業は止めさせてしまうのか。そうすると評価点を低くすることはなくなってしまう。

高木委員長： そのようなものではない。実施事業の評価は市側が求めているものである。事業者側が良し悪しを付けるものではなく、市民協働の基本理念にのっとっているかを判断するための調査である。したがって、私たちの仕事は、事業が市民協働の基本理念にのっとっているかをチェックすること。評定のみが示され、具体例が示されていないことも理解できるが、項目だけ見ても、ふんわりして分からなくなってしまう。記述も確認しながら委員が合意できればと思う。そのために、時にはボリュームがある資料も必要。市民協働とは、こういうポイントが重要であると、委員が合意できれば良いと思う。

事務局： 必要に応じ、資料を配布するようにする。

三井委員： 委員がすべき役割は理解した。事業者の自己評価を客観的に評価しないのか。市に、そのような機関はあるのか。

事務局： 調査の目的等についての共通認識を持つため、改めて説明したい。本調査は、条例第10条第3項の規定に基づき、市と市民活動団体等との協働による取り組みについて、事業実施者が自己評価を行い、公表するものとなっている。また、条例第3条各号では市民協働の基本理念が規定され、この調査は基本理念にのっとり実施されたかを評価するものである。委員の皆さんの発言のとおり、評価点と評価基準において、ぼんやりしていて分かりにくいのがゆえに、その年の評価者によって、ズレが生じてしまっているかもしれない。これまでは、経年推移を確認するために評価項目を変えていないが、このような評価点を推移で見ても、正しく評価できないと思われる。事務局で評価項目をゼロベースで見直し、今後、委員会の中で提案させていただきたい。皆さんの意見を伺ってより良い調査としたいが、いかがか。

高木委員長： 変更の方向で継続審議とする。

事務局： 客観性という横串を入れた上での自己評価の方が、結果として見た時に、納得がいくものになると思う。今のままでは、結果までぼんやりしてしまう。

寺田委員： 自分たちの事業の行動を改めて見直すためとか、質を上げるためとか、何のために評価するのかを考える必要があるし、この場での議論も必要。

高木委員長： 評価項目は、条例に掲げている市民協働の基本理念にのっとっているかを確認するための市が求めているデータである。そもそも、市民協働の基本理念が客観的に評価しにくいものである。

寺田委員： 評価項目を事業者が設定し、評価するのであれば、評価しやすいと思う。

事務局： 次回までに事務局で案を考え、委員会に提案する。

4 事務連絡

令和7年度第3回委員会の開催日程について

高木委員長： 本日の議事が全て終了したので、事務局にお返りする。

5 閉会

事務局： 以上をもって、令和7年度第2回浜松市市民協働推進委員会を閉会する。